

CLOSE UP  
福祉

児童扶養手当受給者の方へ  
お知らせです

児童扶養手当の認定を受けている方は、毎年現況届の提出が必要です。現況届により、8月1日現在の世帯の状況や前年分の所得等を確認し、8月分から翌年7月分までの手当額を決定します。

■児童扶養手当現況届の提出はお済みですか？

現況届の提出が2年間ない場合は、受給権を失うこととなります。忘れぬように提出してください。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方には、「一部支給停止適用除外事由届出書」(緑の用紙)をお送りしています。添付書類を付けて現況届と一緒に提出してください。

◆現況届の提出期限

8月31日(水)

◆提出先 福祉事務所



問 福祉事務所 ☎57-8509

■児童扶養手当の加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子以降の加算額が変更されます。

変更内容

- 第2子：月額5千円  
↓最大で月額1万円加算
- 第3子以降：月額3千円  
↓最大で月額6千円加算

※加算額は、所得によって決定されます。詳細はお問い合わせください

☆加算額改正後の手当(平成28年8月分から同年11月分)は、平成28年12月に支払われます。

CLOSE UP  
環境

愛犬のフンの後始末は  
しっかりと!

道路や公園など公共の場所を飼う犬のフンで汚され、困っている地域の方から市役所への相談が多く寄せられています。

■違反です!

飼う犬のフンは飼い主がきれいに片付けることが香南市ごみ捨て防止条例で定められています。これに違反した場合、3万円以下の罰金を科せられます。

さらに、犬のフンを放置すると、軽犯罪法により処罰されます。

■散歩に行く前に確認!

散歩に行くときは、片付けをするための道具(スコップや袋等)を必ず持って、散歩中に飼い犬がフンをしたら、すぐきれいに片付けるようにしてください。

環境をきれいに保ちましょう!



■フンの放置で困っている方へ

環境対策課では、犬のフン害防止看板の貸し出しを行っています。

現在、お困りの状況もあわせて、お気軽にご相談ください。



問 環境対策課 ☎57-8508

CLOSE UP  
マイナンバー

マイナンバーの通知カードは  
お受け取りですか？

昨年未だに、マイナンバーの通知カードを郵便で皆さまにお届けしました。その際に受け取りできなかった方の通知カードは、郵便局での保管期間経過により、市役所に返戻されています。

■マイナンバーの通知カードを再送付します

平成28年8月中旬から、マイナンバーの通知カードを再送付します。マイナンバーの通知カードをまだ受け取っていない方は、受け取りをお願いします。

なお、一度受け取りをされた方や、受け取り拒否をされた方、受け取り前の転居により受け取られていない方、郵便物の転送設定を利用しているため受け取られていない方等については再発送の対象外です。

通知カードの受け取りをよろしく  
お願いします!



◆対象の世帯

マイナンバーの通知カードを去年の配達の際に受け取られず、郵便局の保管期間経過により郵便局から香南市役所に返戻され、その後、市役所窓口で受け取りを行っている世帯。

◆再送付時期

平成28年8月中旬

◆送付方法

転送不可の簡易書留扱いで、平成27年10月5日時点での世帯全員分を、一つの封筒に入れて発送します。

問 市民保険課 ☎57-8506

CLOSE UP  
税

納税は口座振替がおすすめです

口座振替は、各種税にてご利用できる安心、安全、便利なしくみです。また、省資源化、経費削減にもつながります。

■「口座振替」について

市税を指定した口座から引き落とすことにより、自動的に納税されますので、口座振替を解約するまで継続して納税することができます。

★口座振替のメリット

- ・納め忘れがなくなる
- ・納めに行かなくてよい
- ・一度手続きすると、簡単に納税することができる

■利用できる税目

固定資産税、市・県民税普通徴収、国民健康保険税、軽自動車税の納付にご利用いただけます。  
※お申し込みいただいた納税義務者および利用者の税目に対してのみ適用されます

ぜひご利用  
ください!

■手続きに必要なもの

- (1) 引き落としを希望する口座の預金通帳
- (2) 口座の届出印
- (3) 口座振替依頼書

※依頼書は、市内の金融機関、税務収納課および各支所にあります

■申し込みできる金融機関

四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、四国労働金庫、土佐香美農業協同組合、高知県信用漁業共同組合連合会、ゆうちょ銀行

問 税務収納課 ☎57-8504